

羅針盤

札幌東商業高校進路通信
平成 29 年 3 月 15 日
札東商進路指導部発行

延滞者17万人「奨学金」に追い詰められる若者たち①

今回の羅針盤は「奨学金」についてです。昨年 3 月 4 日に配信された Yahoo!ニュースをもとにしています。

進路とお金、特に進学とお金に関しては、羅針盤でも再三取り上げてきました。お金の話はしばらく話だけでも、しっかり家族と話し合わなければならない問題です。お金を借りてでも進学する価値がある場合もあれば、借金してまで進学する学校ではない場合もあります。進学後の生活をしっかりと考えて決めてください。

進学はしたいけれど、学費の工面ができないので断念せざるを得ないという人にとって、奨学金は頼みの綱です。「少しでも高度なことを学びたい」「親に頼らず、卒業したい」という思いを抱く人にとっては願ってもない制度です。

しかし、日本の奨学金制度は『本当の意味での奨学金』ではありません（本来の奨学金は『貸与』ではなく『給付』であるべきものです。貸与と給付の違いがわからない人は、自分で調べましょう）。日本の場合は紛れもない『借金』です。無職の未成年に対して、無担保で多額の金額を、無審査で貸し付け、利子を取り、返済が滞ると裁判所を通じて一括返済を迫る鬼のような制度です。

返済のあてのない人が、気軽に借りてはいけません。大学や専門学校の「奨学金を借りれば大丈夫」という誘いに乗らないように気をつけましょう。

《以下は配信記事の抜粋です。原則原文のままです》

学生時代に借りた資金の返済が、卒業後も長期間、重くのしかかって生活を圧迫していく――。そんな奨学金制度の在り方が広く社会で問われるようになってきた。学ぶための資金が、なぜこんな問題を引き起こすのか。取材を進めるうちに見えてきたポイントがある。借りるときは学業を支援する「奨学事業」としての姿が前面に押し出され、20 歳前後の若者に最大で月 10 数万円の資金を貸すという「金融事業」としての実像が見えにくくなっている点だ。借りたお金を返すのは当たり前だが、その大原則の周辺で生じる歪み。奨学金問題の歪みを追った今回は、埼玉県に住む 1 人の女性の話から始めたい。

300万円の一括返済を求められた

「裁判所から呼び出しがあったときは、すごいびっくり。人生、終わった、と」そんな言葉が口を突いて出た。富田久美さん（仮名）、30 歳。2K のアパートで 1 人暮らしを続けている。

最初に裁判所から通知があったのは、2013 年 2 月だったという。学生時代に独立行政法人日本学生支援機構（支援機構）から借りた総額 316 万円の奨学金。

「毎月 1 万 6000 円の返済を 20 年間続ける」という約束が果たせなくなって返済が滞り、とうとう支援機構側が裁判所を通じて一括返済を申し立てたのだという。一括返済の総額は、遅延損害金も含め、334 万円になる。

富田さんは2003年春、東京の私立大学に入った。ところが、家庭の事情で、授業料が未納になってしまった。実家からの援助も途絶え、富田さんの日常は一変する。

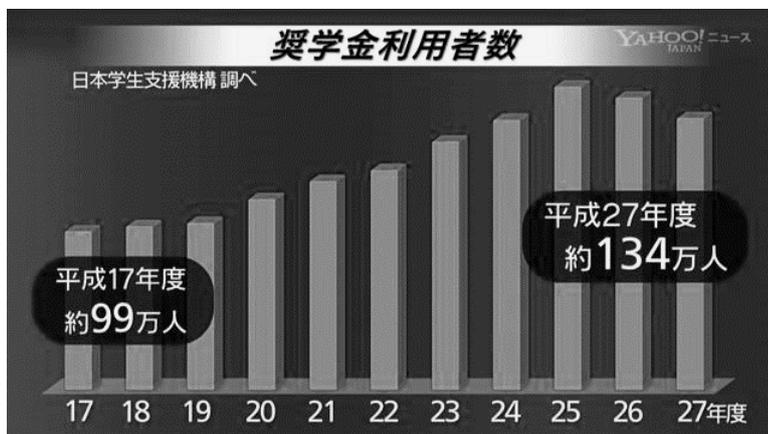
学生課とも相談し、まず、支援機構の利子付き奨学金（第2種奨学金）を毎月10万円借りることにした。それでも未納の授業料や生活費をカバーしきれない。昼間は学校に行き、夕方からは飲食店でアルバイト。仕事は朝5時まで続き、少し仮眠してまた大学へ行く。1年間の休学もして進級に必要な学費を貯めたという。

結論から言えば、学業と学費・生活費稼ぎは両立しなかった。休学後にキャンパスへ戻ってくると、「なんで自分だけお金に苦労しているのか。ならば、その元を切ってしまう方がいい」とも感じ、自らの判断で大学をやめた。その時点で支援機構からの奨学金は316万円。**資格は「高卒」のままでありながら、重い負担が残った。滞納の末「ブラックリスト」に…。**

この30年間、日本では世帯収入が伸び悩む一方、学費は上昇を続けてきた。社会全体の貧困化も進み、若者の生活環境を直撃してもいる。親元を離れ、かつ、「親の援助」によって学生生活をまっとうできる若者は、限られた存在になりつつある。

日本最大の奨学金実施主体である「支援機構」のデータによると、2015年度（平成27年度）の奨学金利用者は、全国で約134万人に上った。10年前の3割増、人数で言えば35万人も増えている。

一方で「延滞者」も目立ってきた。貸与奨学金は社会人になってから返済の義務が生じるが、支援機構のデータによると、3カ月以上の延滞者は約17万人にもなる。



<毎年100万人以上の若者が奨学金を利用している>

それにしても、富田さんのように30歳にもなって、なぜ裁判所で支援機構と向き合うような事態が起きるのだろうか。実は、富田さんもそうだったように、**支援機構は延滞者に対し、貸し金の返還を求め、滞納者には督促を行う。督促しても返済がなければ、裁判所を通じて返済を求める。**このプロセスは、**通常の貸金業務と何ら変わらない。**

支援機構でこの問題を担当する石川和則課長はこう話す。「多重債務によって自己破産に陥ることを防ぐためにも個人信用情報機関に登録し、延滞情報を共有することで新たな貸し付けを防ぐといった教育的観点からです」

信用情報機関との情報共有——。つまり「**ブラックリスト**」への登録である。そうになると、借りた側はクレジットカードなどの利用が難しくなり、生活設計が大きく狂ってしまう。富田さんもその境遇に陥った。そうした先に裁判所を介した「**支払督促**」がある。支援機構によると、その件数は2014年度だけで8495件にのぼる。

支援機構の担当者の『教育的観点』という言葉を聞くと良いように思えますが、「返済できないところなるんだ」という見せしめにすぎません。「安易に奨学金を借りないように」という呼びかけや、本来あるべき奨学金制度にしようという意志が、私には感じられません。

次号に続く